中原、字野嵩（次の図面に示す部分に限る。）、字真志喜（次の図面に示す部分に限る。）、字野嵩二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、伊佐一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大山一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、上原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、真志喜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大謝名二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宜野湾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字宜野湾並びに宜野湾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県宜野湾市	字赤道、字安仁屋（次の図面に示す部分に限る。）、字伊佐真下、字大謝名、字上原、字佐真下、字中原、字大山、字神山、字我如古、字喜友名、字普天間、字新城、字嘉数、字野嵩、字真栄原、字志喜、字新城一丁目から四丁目まで、真志喜一丁目から三丁目まで、喜友名一丁目から三丁目まで、伊佐一丁目及び二丁目、大山一丁目及び二丁目、上原一丁目及び二丁目、大謝名一丁目及び二丁目、宜野湾一丁目から四丁目まで、普天間一丁目から四丁目まで、真栄原一丁目から四丁目まで、嘉数一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、我如古一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、志喜屋一丁目から三丁目まで、長田一丁目から三丁目、愛知一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び西原一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
	沖縄県浦添市	牧港四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び西原一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで	
	沖縄県中頭郡北谷町	字北前（次の図面に示す部分に限る。）	
	沖縄県中頭郡北中城村	字安谷屋（次の図面に示す部分に限る。）	
	沖縄県中頭郡中城村	字新垣、字北上原及び字登又（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯二十六度十七分〇秒、東経百二十七度四十四分十六秒の点 二　北緯二十六度十七分五秒、東経百二十七度四十四分十七秒の点 三　北緯二十六度十七分十八秒、東経百二十七度四十四分三十四秒の点 四　北緯二十六度十七分四十一秒、東経百二十七度四十四分八秒の点	沖縄県中頭郡中城村	字新垣、字北上原及び字登又（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百五　牧港補給地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
沖縄県浦添市	沖縄県浦添市	沖縄県那覇市	沖縄県浦添市
字城間ほか	字城間、字小湾、字仲西、字港川、字宮城、字屋富祖及び勢理客四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	曙二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字安謝（次の図面に示す部分に限る。）、字銘苅（次の図面に示す部分に限る。）並びに銘苅三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	字城間、字小湾、字仲西、字牧港、字港川、字宮城、字屋富祖、牧港一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、港川一丁目及び二丁目、伊祖一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大平一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、屋富祖一丁目から四丁目まで、宮城一丁目から四丁目まで、西洲一丁目、二丁目及び三丁目、城間一丁目から六丁目まで及び内間三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、仲西一丁目から三丁目まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、勢理客一丁目から四丁目まで並びに伊奈武瀬一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
			次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯二十六度十六分二十九秒、東経百二十七度四十三分十秒の点 二　北緯二十六度十六分五十一秒、東経百二十七度四十二分三十七秒の点 三　北緯二十六度十六分五十秒、東経百二十七度四十二分七秒の点 四　北緯二十六度十五分二十五秒、東経百二十七度四十分四十二秒の点 五　北緯二十六度十五分二十一秒、東経百二十七度四十分四十二秒の点 六　北緯二十六度十四分四十六秒、東経百二十七度四十分四十三秒の点
			五に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域